

青森県報

第二千六百四十号

平成十八年
六月十四日
(水曜日)

目 次

告 示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる 図書類の指定……………	(青少年 男女共同 参画課)	… 一
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退……………	(保健衛生課)	… 一
結核予防法による医療機関の指定……………	(同)	… 二
障害福祉サービス事業者の指定……………	(障害福祉課)	… 二
公 告		
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する 同法第十条第二項の規定による公告……………	(県民生活 文化課)	… 二
県営土地改良事業計画変更の決定……………	(農村整備課)	… 二
県有地等の売却に係る一般競争入札……………	(警察本部 会計課)	… 三
右 同……………	(同)	… 四
右 同……………	(同)	… 四
出先機関		
道路の位置の指定……………	(十和田県土 整備事務所)	… 五
正 誤		
平成十八年六月七日監査委員中……………	(監査委員 事務局)	… 六

告 示

青森県告示第四百七十七号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条
第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成十八年六月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定 番号	種別	名 称	発 行 者 (製作者)名	該 当 条 項
二六九一	書籍	裏モノJAPAN 六月号	鉄人社	青森県青少年 健全育成条例 第十二条第一 項第一号該当
二六九二		恋愛熱情ラブパッション 七月号	一水社	
二六九三		恋愛美人 六月号	セブン新社	
二六九四		Winkyでタダで見よう!裏ムービー	メリー出版	

青森県告示第四百七十八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の
指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百
四十二号)第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十八年六月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
安達内科胃腸科医院 サン調剤薬局八ッ橋店	八戸市大字馬場町一の六 青森市大字筒井字八ッ橋一三八二の一	平成一八・四・三〇

青森県告示第四百七十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第四百四十二号）第二条の五第一項の規定により告示する。

平成十八年六月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
スノヤ薬局 安達内科クリニク サン調剤薬局八ッ橋店 エルム女性クリニク	上北郡六戸町大字犬落瀬字若宮四 八戸市大字馬場町一の七 青森市大字筒井字八ッ橋一四〇五の八 五所川原市大字湊字千鳥五三の一	平成一八・五・一五 一八・五・一 一八・六・六 一八・六・七

青森県告示第四百八十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成十八年六月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者		障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地
特定非営利活動法人サポーター虹	八戸市大字田面の二三	障害者サービス	サポーター虹	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池一八九の三
特定非営利活動法人サポーター虹	八戸市大字田面の二三	児童デイサービス	サポーター虹	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池一八九の三

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年六月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

特定非営利活動法人サポーター虹	八戸市大字田面の二三	共同生活援助	グループホムすばる	八戸市大字田面の三四の二	"
-----------------	------------	--------	-----------	--------------	---

- 一 申請のあつた年月日
平成十八年五月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人Blue Hip
- 三 代表者の氏名
石沢 正紀
- 四 主たる事務所の所在地
弘前市大字早稲田三丁目四の二
- 五 定款に記載された目的

本会は、広く市民や組織・団体に対し、住環境・生活環境向上につながる提案・支援、又は自ら企画・運営することを人権尊重の観点から行い、もって健全なより良い社会の形成に寄与することを目的とする。

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、

早稲田・亀田地区の県営土地改良事業（ほ場整備事業（担い手育成型）（緊急農地集積ほ場整備事業））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年六月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十八年六月十五日から同年七月十二日まで

三 縦覧の場所

藤崎町役場
板柳町役場

県有地等の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十八年六月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物件の売却

物 建		地 土	
青森市北金沢二丁目四六の七三	所 在 地	青森市北金沢二丁目四六の七三・一九九の二〇〇	所 在 地
木造二階建	構 造	宅 地	地 目
一階三〇・七八平方メートル 二階三三・四〇平方メートル	延 面 積	五三・三六平方メートル 二二・九七平方メートル	地 積

二 予定価格

四百二十六万八千円

（予定価格は、土地及び建物の価格の合計額から建物の解体撤去処分費用を差し引いたものである。）

三 入札条件

入札金額は、土地及び建物の価格の合計額から建物の解体撤去処分費用を差し引いた金額とする。

土地に定着している建物の解体撤去処分費用については、土地の購入者において負担するものとする。

四 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

五 売却する物件を示す場所

青森市北金沢二丁目四六の七三

六 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課

七 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部庁舎 八階第一会議室

2 日時

平成十八年七月二十日 午前九時三十分

八 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

九 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十一 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十八年七月十日午前九時三十分から、青森市北金沢二丁目四六の七三において現場説明を行う。
問い合わせ先

青森県警察本部会計課
電話〇一七 七二三 四二二一 内線二二五二・二二五四

県有地等の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十八年六月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物件の売却

土 地		建 物	
所 在 地	地 目	所 在 地	構 造
青森市勝田二丁目六の三	宅 地	青森市勝田二丁目六の三	木造二階建
	地 積		延 面 積
	三一九・二七平方メートル		一階八九・三七平方メートル 二階三四・八三平方メートル

二 予定価格
二千八十六万四千円

（予定価格は、土地及び建物の価格の合計額から建物の解体撤去処分費用を差し引いたものである。）

三 入札条件

入札金額は、土地及び建物の価格の合計額から建物の解体撤去処分費用を差し引いた金額とする。

土地に定着している建物の解体撤去処分費用については、土地の購入者において負担するものとする。

四 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

五 売却する物件を示す場所
青森市勝田二丁目六の三

六 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所
青森市新町二丁目三の一

七 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部庁舎 八階第一会議室

2 日時

平成十八年七月二十日 午前十一時三十分

八 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

九 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十一 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十八年七月十日午前十一時三十分から、青森市勝田二丁目六の三において現場説明を行う。

問い合わせ先

青森県警察本部会計課

電話〇一七 七二三 四二二一 内線二二五二・二二五四

県有地等の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十

二年政令第十六号) 第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十八年六月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物件の売却

物 建		地 土	
青森市大字奥内字宮田二八の五	所 在 地	青森市大字奥内字宮田二八の五	所 在 地
木造平 家建	構 造	宅 地	地 目
六九・六六平方メートル	延 面 積	二五五・八八平方メートル	地 積

二 予定価格

二百四十四万四千円

(予定価格は、土地及び建物の価格の合計額から建物の解体撤去処分費用を差し引いたものである。)

三 入札条件

入札金額は、土地及び建物の価格の合計額から建物の解体撤去処分費用を差し引いた金額とする。

土地に定着している建物の解体撤去処分費用については、土地の購入者において負担するものとする。

四 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

五 売却する物件を示す場所

青森市大字奥内字宮田三八の五

六 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課

七 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部庁舎 八階第一会議室

2 日時

平成十八年七月二十日 午後二時

八 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額(入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

九 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十一 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十八年七月十日午後二時から、青森市大字奥内字宮田三八の五において現場説明を行う。

問い合わせ先

青森県警察本部会計課

電話〇一七 七二三 四二一一 内線二五二・二二五四

出 先 機 関

十和田県土整備事務所告示第八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年六月十四日

十和田県土整備事務所長 小田部 幸 夫

三沢市栄町三丁目一四〇の 八六二一	位 置	五六・八二五メー トル	延 長	六・一〇メートル	幅 員	平成 一六・六 五	指 定 月 日
----------------------	-----	----------------	-----	----------	-----	-----------------	------------------

正
誤

監 査 委 員 事 務 局

平成一六・六 七 号外第五七号	発行年月日 発行番号	監査委員	区 分	一	ペー ジ	上	段	後 ろ か ら 一 〇	行	6月9日	誤	6月7日	正
-----------------------	---------------	------	-----	---	---------	---	---	----------------------------	---	------	---	------	---

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭